

令和5年第3回伊賀市議会（定例会）提出議案概要

（予算議案を除く。）

6月9日提出分

議案 番号	件名	理由及び内容等	担当部署
70	伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部改正について	【改正理由及び改正内容】伊賀市行政サービス巡回車について、島ヶ原地域に新たな運行形態であるデマンド型運行便を導入するにあたり、その運行区間および使用料を定めるほか、回数券の種類を追加する改正を行う。 【施行期日】令和5年8月28日	交通政策課
71	伊賀市支所設置条例の一部改正について	【改正理由及び改正内容】伊賀支所を民間事業者が新堂駅前に整備中の複合施設に移転するため、条例に定める位置を「下柘植 728 番地」から「新堂 313 番地 1」に改める。 【施行期日】公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日	伊賀支所
72	伊賀市手数料条例の一部改正について	【改正理由及び改正内容】 (1)住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書、所得証明書、納税証明書及び完納証明書の交付に係る手数料をコンビニ交付及びオンライン申請の場合には1件につき10円とする特例について、その期限を令和6年3月31日まで延長する。 (2)上記(1)に掲げる証明書等について、令和6年4月1日以降の交付手数料の額を1件につき200円に改める。 【施行期日】(1)令和5年7月1日 (2)令和6年4月1日	住民課
73	伊賀市こども・子育て会議条例等の一部改正について	【改正理由及び改正内容】 令和5年4月1日に「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」等が施行され、本市条例において引用する関係法律の条項にズレが生じたことから当該引用条項を改めるほか、所管省が厚生労働省から内閣府に移管されたことに伴う語句の改正等、所要の改正を行う。 【改正する条例】 ・伊賀市子ども・子育て会議条例 ・伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 ・伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例	保育幼稚園課

		【施行期日】 公布の日	
74	伊賀市上野図書館設置条例の一部改正について	【改正理由及び改正内容】 上野図書館いがまち図書室を民間事業者が新堂駅前に整備中の複合施設に移転するため、条例に定める位置を「下柘植 702 番地」から「新堂 313 番地 19」に改める。 【施行期日】 公布の日から起算して 5 月を超えない範囲内において規則で定める日	上野図書館
75 ～ 78	訴えの提起について	【提案理由】 旧神戸小学校の敷地のうち、表題部登記のみである等の理由により名義人の所在が確認できない個人名義の土地 6 筆について、当該小学校の供用を開始した昭和 32 年 5 月 31 日から平穩にかつ公然と占有しその占有期間が 20 年を経過したことから、民法第 162 条第 1 項に規定する時効期間が満了したため所有権移転登記手続等の請求の訴えを提起することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めるもの。	教育総務課
79	工事請負契約の変更について	【提案理由】 大山田中学校大規模改造工事（建築主体工事）については、令和 4 年度公共工事設計労務単価を採用しているが、令和 5 年 3 月の労務単価の上昇幅が大きかったことに鑑み、伊賀市建設工事標準請負契約約款第 64 条の規定により協議を行い、請負代金の額を新労務単価に基づく額に変更することとしたこと、並びに工法の変更に伴う変更契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるため。 契約の相手方：伊賀市西明寺字中川原 485 番地の 2 山一建設株式会社 代表取締役 河野 康之 変更後契約金額：263,970,300 円（変更前金額：金 248,270,000 円）	教育総務課学校施設室
80	事業契約の変更について	【提案理由】 伊賀市小学校給食センター整備運営事業において、令和 7 年度及び 9 年度に新たに配送校を加えることから、増加する調理食数に対応するための除害施設工事にかかる設計業務を行う変更契約を締結することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、議会の議決を求めるため。 契約の相手方：伊賀市緑ヶ丘南町 2332 番地 株式会社伊賀学校給食サービス 代表取締役 下藺 邦宏 変更後契約金額：4,327,769,484 円（変更前金額：金 4,325,417,684 円）	いがっこ給食センター 一元気

81	専決処分の承認について	【提案理由】 令和5年度伊賀市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるため。 【専決処分の内容】 令和4年度の国民健康保険事業特別会計直営診療施設勘定診療所費の決算において歳入が不足したことから、地方自治法施行令の規定に基づき、令和5年度の同特別会計予算について、前年度繰上充用金155,784千円を追加するなどの補正を行った。	保険年金課
----	-------------	---	-------